

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、消防局・中央消防署合同庁舎 他 6 施設の自家用電気工作物保安管理業務について必要な事項を定めるものとする。

以下、下関市を「委託者」本業務の受注者を「受託者」とする。

1 業務内容

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項に定める事業用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務を保安規程その他関係法令に基づき実施する。

(1) 月次点検

(2) 年次点検

(3) 臨時点検

2 履行場所及び自家用電気工作物の概要

別紙 1 - 1 「自家用電気工作物施設一覧表」のとおり

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 実施要領及び実施方法

別紙 2 「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」のとおり

5 業務報告書等の作成・提出

受託者は、別紙 2 「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」の「第 4 章 巡視、点検、測定及び試験の基準」に基づき実施し、報告書を提出する。

また、監督省庁に届出をしたときは、届出書類の写しを委託者に提出する。

6 その他

(1) 契約締結後、受託者は、必要に応じて、中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書および保安規定届出書を提出するものとする。（電気事業法第 42 条第 2 項、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項）

(2) (1) の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術

者制度の解釈及び運用（内規） 20130107商局第2号平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合において、委託者は契約を解除できるものとする。

- (3) 故障時・事故時等の緊急対応として、24時間365日、常時連絡体制の確立がされており、委託者からの連絡後、該当施設に速やかに到着できる体制を確立すること。